

令和元年10月1日からの消費税の引き上げに伴い、
令和2年4月1日より公民館の使用料を改定いたします。



坂口公民館（令和2年4月1日からの料金表）

①基本使用料（時間あたり）×使用時間 と ②冷暖房使用料（1回あたり） の合計が公民館使用料となります。

	①基本使用料 （1時間あたり）	
	越前市の人	市外の人
図書室	100円	150円
和室	100円	150円
小会議室	50円	70円
講堂	200円	300円

×時間 +

	②冷暖房使用料		
	1回あたり	定額使用料	
		月額	年額
図書室	200円	1,000円	6,000円
和室	200円	1,000円	6,000円
小会議室	100円	500円	3,000円
講堂	300円	1,500円	9,000円

- ① 1時間未満の端数があるときは1時間とします。（例：1時間30分→2時間）
- ② 市外の人を使用する場合は、基本使用料の**1.5倍**となります。（10円未満の端数は切り捨て）
- ③ 営利目的に使用する場合は、基本使用料の**20倍**となります。（市外の人の場合は②の額の20倍）

※営利目的とは・・・

利益を得ることを目的とした活動をさします。
公民館のなかで利益を得たり（商品の販売・契約など）、利益に至ること（有料会員の募集など）を目的とする使用は営利目的になります。
参加者から金銭を集める場合でも、施設使用料や資料等の必要経費に充てる目的であれば、営利目的とはみなされません。



冷暖房使用料は時間問わず、
1回の部屋の使用あたりの料金となります。

利用頻度が多い人・団体は、月額／年額の定額使用料で支払うことも可能です。
（月／年内で複数の部屋を使用する場合は、一番高い料金の部屋の定額使用料となります。）

※ **社会教育及び地域自治の目的を達成するものの使用の場合は使用者から使用料を徴収しない。**